

あんしん定期
スーパー定期貯金＜複利型＞

(平成 30 年 3 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	・年金受給者専用スーパー定期貯金＜複利型＞ (愛称：あんしん定期)
2. 発売期間	・平成 30 年 3 月 1 日 (木) ～平成 31 年 2 月 28 日 (木)
3. 販売対象	<p>＜「あんしん定期」をご利用いただける方は以下に該当する方となります＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在 J A 函館市亀田で、公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）をお受け取りになられている方 ・新たに当 J A で、公的年金のお受け取りを開始される方（新たに年金のお受け取りを開始する場合や、年金の支払金融機関を変更される場合は、別途お手続きが必要となります。） <p>※なお、「あんしん定期」のお預け入れ期間中、当 J A で継続して年金をお受け取りいただくことがお預け入れの条件となります。</p>
4. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 3 年 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1 円以上 ・1 円単位 ・500 万円まで
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 (その定期貯金をお預け入れいただいている取引店に限ります) ・一部支払いの取扱いができます。預入日の 1 か月後の応当日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A 所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特 約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率) ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が3年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
<p>11. 貯金保険制度(公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話：0138-46-2323)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、北海道農業協同組合中央会が設置・運営する北海道JAバンク相談所(電話：011-232-5031)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または北海道JAバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は、自動解約のお取り扱いはしておりませんので、ご了承ください。 ・お取扱いは、年金をお受け取りされている口座と同一店舗1ヶ所のみとさせていただきます。 ・「あんしん定期」は、発売期間終了後も同様の「あんしん定期」を継続する場合がございます。 ・金融情勢等により、発売期間中においてもお預け入れ条件を変更またはお取り扱いを中止させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A函館市亀田